

古河市景観チェックシート

【景観形成重点地区 一般住宅地区】

古河市景観チェックシート《景観形成重点地区 一般住宅地区 》

届 出 者 氏 名	
行 為 の 場 所	

チェック欄の該当する□に、✓印を付けてください。

1は全ての届出について、2は届出の行為の種類に応じ①～⑤のうち該当するものについて記入して下さい。

1 共通基準

景観形成基準	チェック欄
風格ある歴史・文化景観との調和を図っている。	☐ はい ☐ 該当なし
魅力ある都市景観の創出を図っている。	☐ はい ☐ 該当なし
歴史・文化等の景観資源の保全に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
大樹等の緑の保全に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし

2 行為ごとの景観形成基準

【①建築物】

項目	景観形成基準	チェック欄										
位置配置等	建築物を建築する位置や規模について、歴史・文化等の景観資源を阻害しないように配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし										
	建築物の壁面の位置は、道路境界線から 1.0m以上後退させ、歴史・文化地区にふさわしいゆとりと落ち着きのある街なみの形成を図っている。	☐ はい ☐ 該当なし										
形態意匠	できる限り歴史・文化景観と調和する形態意匠としている。	☐ はい ☐ 該当なし										
	高さについては、歴史・文化地区としての落ち着いた街なみ景観を確保するため、10m以下としている。	☐ はい ☐ 該当なし										
	周囲にある歴史的建造物や大樹に配慮した高さとしている。	☐ はい ☐ 該当なし										
	屋根形状や軒先の位置・勾配については、周辺の環境に適した建物のデザインや意匠、素材に配慮し、できる限り、歴史・文化地区にふさわしい形態意匠としている。	☐ はい ☐ 該当なし										
	隣接する建築物同士の形態意匠的調和に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし										
	建築設備は、通りから直接見えない位置に配置している。やむを得ず通りに面して設置する場合は、設備を自然素材等で覆ったり、背景と同調する色彩で着彩するなど工夫をしている。（太陽光パネル等設備の効果を十分機能させるため、その設置位置や素材、色彩等が限定される場合を除く。）	☐ はい ☐ 該当なし										
	屋外階段、ベランダ等については、建築物本体との調和を図りながら、歴史・文化景観に馴染むよう形態意匠等の工夫をしている。	☐ はい ☐ 該当なし										
色彩	建築物の屋根、外壁等の色彩は、白、黒、茶系色等の色彩を基調とし、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度としている。（伝統素材や自然素材の素材色を除く。） <table><tr><th>色 相（系）</th><th>彩 度</th></tr><tr><td>R（赤）</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>YR（黄赤）</td><td>5 以下</td></tr><tr><td>Y（黄）</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）</td><td>3 以下</td></tr></table>	色 相（系）	彩 度	R（赤）	3 以下	YR（黄赤）	5 以下	Y（黄）	3 以下	GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）	3 以下	☐ はい ☐ 該当なし
	色 相（系）	彩 度										
	R（赤）	3 以下										
	YR（黄赤）	5 以下										
Y（黄）	3 以下											
GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）	3 以下											
屋上設備等の色彩は、建築物等と同系色の色彩を基調としている。	☐ はい ☐ 該当なし											
	中高層部（5階建て以上の3階以上の部分）については、ボリューム感を抑える色調とし、高明度かつ低彩度になっている。	☐ はい ☐ 該当なし										

	アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、歴史・文化景観や建物との調和に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
材 料	周辺景観との調和に配慮しながら、できる限り歴史・文化景観に調和する材料の選定、活用に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	材料は、耐久性、耐候性、維持管理に優れたものを選定し、活用にあたっては、耐震性等安全の確保に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
敷 地 利 用	敷地の区画形状や意匠については、できる限り既存の石垣や緑を残し、その趣を連続させていくことに配慮した敷地利用に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	道路に面する敷地境界には、できる限り歴史・文化景観を特徴づける自然素材や形態意匠を採り入れ、風格ある街なみの連続性に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
	道路に面する敷地境界に、生け垣や植栽帯を設置する場合は、できる限り、歴史・文化景観に馴染む樹種や花木等を採用するよう務めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	樹木等緑の保全を図り、より風格ある歴史・文化景観の維持・創出に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	敷地内においては、道路に面する側を中心に、できる限り豊かな緑化に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	駐車場は、できる限り、周辺の歴史・文化景観と調和した入口の意匠や植栽による修景などに努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	立体駐車場は、敷地内の建築物や周辺の歴史・文化景観と調和した配置、形態意匠となるよう工夫している。	☐ はい ☐ 該当なし
	設置する広告物は、自家用広告である。	☐ はい ☐ 該当なし
	建築物に付帯する広告物は、建築物本体及び周辺の歴史・文化景観と調和する位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。	☐ はい ☐ 該当なし
	建築物の屋上への広告物の設置及び窓面広告の掲出はしていない。	☐ はい ☐ 該当なし
	建築物の壁面自体を広告物や案内表示として使用する場合は、周辺の歴史・文化景観と調和するよう、広告文字等の位置、規模、形態意匠、色彩等に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
	敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び歴史・文化景観と調和する高さ、位置、規模形態意匠、色彩及び材料としている。	
	動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LED ビジョン等）、サーチライトなど、周辺の歴史・文化景観に馴染まない光源や形態意匠のものは設置していない。	☐ はい ☐ 該当なし
	独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。	☐ はい ☐ 該当なし
そ の 他	一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺の歴史・文化景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
	自動販売機を設置する場合は、周辺の歴史・文化景観と調和するよう配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし

【②工作物】

景観形成基準	チェック欄
建築物の基準に準じている。やむを得ず建築物の基準に準ずることができない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等に工夫し、周辺の歴史・文化景観との調和を図っている。	☐ はい ☐ 該当なし

<参考：建築物チェックシート>

項目	景観形成基準	チェック欄										
位置配置等	建築物を建築する位置や規模について、歴史・文化等の景観資源を阻害しないように配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし										
	建築物の壁面の位置は、道路境界線から 1.0m以上後退させ、歴史・文化地区にふさわしいゆとりと落ち着きのある街なみの形成を図っている。	☐ はい ☐ 該当なし										
形態意匠	できる限り歴史・文化景観と調和する形態意匠としている。	☐ はい ☐ 該当なし										
	高さについては、歴史・文化地区としての落ち着いた街なみ景観を確保するため、10m以下としている。	☐ はい ☐ 該当なし										
	周囲にある歴史的建造物や大樹に配慮した高さとしている。	☐ はい ☐ 該当なし										
	屋根形状や軒先の位置・勾配については、周辺の環境に適した建物のデザインや意匠、素材に配慮し、できる限り、歴史・文化地区にふさわしい形態意匠としている。	☐ はい ☐ 該当なし										
	隣接する建築物同士の形態意匠的調和に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし										
	建築設備は、通りから直接見えない位置に配置している。やむを得ず通りに面して設置する場合は、設備を自然素材等で覆ったり、背景と同調する色彩で着彩するなど工夫をしている。（太陽光パネル等設備の効果を十分機能させるため、その設置位置や素材、色彩等が限定される場合を除く。）	☐ はい ☐ 該当なし										
	屋外階段、ベランダ等については、建築物本体との調和を図りながら、歴史・文化景観に馴染むよう形態意匠等の工夫をしている。	☐ はい ☐ 該当なし										
色彩	建築物の屋根、外壁等の色彩は、白、黒、茶系色等の色彩を基調とし、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度としている。（伝統素材や自然素材の素材色を除く。） <table><tr><th>色 相（系）</th><th>彩 度</th></tr><tr><td>R（赤）</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>YR（黄赤）</td><td>5 以下</td></tr><tr><td>Y（黄）</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）</td><td>3 以下</td></tr></table>	色 相（系）	彩 度	R（赤）	3 以下	YR（黄赤）	5 以下	Y（黄）	3 以下	GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）	3 以下	☐ はい ☐ 該当なし
	色 相（系）	彩 度										
R（赤）	3 以下											
YR（黄赤）	5 以下											
Y（黄）	3 以下											
GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）	3 以下											
	屋上設備等の色彩は、建築物等と同系色の色彩を基調としている。	☐ はい ☐ 該当なし										

	中高層部（５階建て以上の３階以上の部分）については、ボリューム感を抑える色調とし、高明度かつ低彩度になっている。	☐ はい ☐ 該当なし
	アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、歴史・文化景観や建物との調和に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
材 料	周辺景観との調和に配慮しながら、できる限り歴史・文化景観に調和する材料の選定、活用に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	材料は、耐久性、耐候性、維持管理に優れたものを選定し、活用にあたっては、耐震性等安全の確保に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
敷 地 利 用	敷地の区画形状や意匠については、できる限り既存の石垣や緑を残し、その趣を連続させていくことに配慮した敷地利用に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	道路に面する敷地境界には、できる限り歴史・文化景観を特徴づける自然素材や形態意匠を採り入れ、風格ある街なみの連続性に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
	道路に面する敷地境界に、生け垣や植栽帯を設置する場合は、できる限り、歴史・文化景観に馴染む樹種や花木等を採用するよう努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	樹木等緑の保全を図り、より風格ある歴史・文化景観の維持・創出に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	敷地内においては、道路に面する側を中心に、できる限り豊かな緑化に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	駐車場は、できる限り、周辺の歴史・文化景観と調和した入口の意匠や植栽による修景などに努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	立体駐車場は、敷地内の建築物や周辺の歴史・文化景観と調和した配置、形態意匠となるよう工夫している。	☐ はい ☐ 該当なし
	設置する広告物は、自家用広告である。	☐ はい ☐ 該当なし
	建築物に付帯する広告物は、建築物本体及び周辺の歴史・文化景観と調和する位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。	☐ はい ☐ 該当なし
	建築物の屋上への広告物の設置及び窓面広告の掲出はしていない。	☐ はい ☐ 該当なし
	建築物の壁面自体を広告物や案内表示として使用する場合は、周辺の歴史・文化景観と調和するよう、広告文字等の位置、規模、形態意匠、色彩等に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
	敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び歴史・文化景観と調和する高さ、位置、規模形態意匠、色彩及び材料としている。	
	動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LED ビジョン等）、サーチライトなど、周辺の歴史・文化景観に馴染まない光源や形態意匠のものは設置していない。	☐ はい ☐ 該当なし
	独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。	☐ はい ☐ 該当なし

その他	一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺の歴史・文化景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
	自動販売機を設置する場合は、周辺の歴史・文化景観と調和するよう配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし

【③開発行為】

景観形成基準	チェック欄
開発行為では、地区の歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
開発行為等を行うに当たり、できる限り既存樹木・緑地の保全による風格ある街なみ景観の維持と自然環境保護への配慮を図り、緑化の推進に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし

【④その他】

項目	景観形成基準	チェック欄
(開発行為を除く) 土地の形質の変更	のり面や擁壁は、できる限り現況の地形を生かして設けている。	☐ はい ☐ 該当なし
	のり面や擁壁の勾配については、周囲に圧迫感を与えないものになっている。	☐ はい ☐ 該当なし
	のり面や擁壁の修景については、緑化等により配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
木竹の伐採又は植栽	道路沿いの樹木など公共空間と一体となって景観を形成している樹木については、可能な限り保全や移植に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
	やむを得ず伐採する場合は、可能な限り周辺の植生や四季の移り変りに配慮した緑化を行う等、緑の連続性を保つよう配慮している。(通常の維持管理等による伐採行為を除く。)	☐ はい ☐ 該当なし
物件の堆積	堆積の高さは、周辺景観を阻害しないよう、3m を超えない範囲でできる限り低く抑えている。	☐ はい ☐ 該当なし
	風致、美観を損ねないよう整然と堆積するよう配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
	堆積物周辺への植栽、塀・囲いの設置等により、周囲の道路等の公共空間から容易に望見できないよう配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
	塀や囲い等の遮蔽物の高さは、樹木を用いる場合を除き、3m を超えないよう配慮している。	☐ はい ☐ 該当なし
	塀や囲い等の遮蔽物の色彩は、建築物の色彩基準で定める範囲内とし、周辺景観を阻害しないよう、できる限り低彩度としている。	☐ はい ☐ 該当なし

【⑤その他良好な景観の維持】

景観形成基準	チェック欄
空地については、良好な景観の維持、形成を図るため、管理者は、定期的な草刈りや草花等による修景を行い、美化に配慮した維持管理に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし
コインパーキングを設置する場合には、入口の意匠や植栽による修景、広告物・精算機等の色彩について、周辺景観との調和に配慮し、敷地内の適正な管理に努めている。	☐ はい ☐ 該当なし